



山崎 清著

『社会形成体と生活保障』

下山 房雄

本書の構成・概要

本書は、人間社会の生活保障の仕組みが、国家による社会保障の体系＝福祉国家に成る所以を説く。議論は、「社会形成体」と命名されたその全体が国家に総括されるところの資本主義社会総体の構造の中で行なわれる。

全7章のタイトルは以下の通り。1 社会形成体と生活保障、2、3 社会形成体の変容と生活保障（「福祉国家」的社会形成体と社会保障、市場原則化と社会保障） 4 戦後日本の社会形成体と生活保障、5 「福祉国家」日本の生活保障、6 日本の社会形成体－生活保障の市場原則優先化指向、 7 日本の社会形成体と社会保障の論点。

1～3章は資本主義一般の、4章以降は日本資本主義についての議論であり、時代区分でいえば、1章は資本主義一般を、2章と4、5章が戦後高度成長期を、3章と6章が高度成長挫折後の今日段階、7章が日本についての今後の展望を扱っている。

著者は国民生活研究所および国民生活センターにおいて、多くの実態調査あるいは統計分析を手がけた人であるが、本書の議論の形式はほとんど実証分析ではない。かつての生活問題調査による表象を脳裡におそらくは持ちながら、しかし「各般専門家の所説に多く依拠する」（309頁 あとがき）形での議論展開である。例えば国家論についてはネオ・マルキストの、高度成長とその挫折についてはレギュラシオニストの内外の学説が引かれていて、勉強不足の評者には「そういう風にも言えるのか」と学ぶ所大であった。ただ、諸学説の扱いが「全面支持しうるわけではない」（49頁）「今はその可否の程は問わない」（93頁）と言った具合に相対化されて措かれる場

合が多く、読んでもどかしい。結局、諸理論は著者の次のような大命題を飾るものとして紹介されているように私は受け取った。

著者によれば「近代の資本主義国家は、資本主義社会が凝集して取る公共的姿」（22頁）であり、それは幻想的共同体としては「国民」の、実際には資本の共通利益を実現するためのネーション国家と、「対外的に主権主体であり対内的には統合・統治の主体である」（23頁）主権国家（state）の二面から成る「国民国家」である。ところで資本主義社会ではそれに先行する社会と異なり、家族は核家族であって「労働、消費の過程を通じて、自身を維持・再生産する要件を欠く」。そこで「社会的協同組織による補完を必要」とすることになり「社会政策、取り分け国家的な生活保障＝社会保障が制度化される」（12頁）。

かくて「成熟した社会政策」が、①主権国家が階級間調和のために行なう支配階級側の譲歩、②-1 ネーション国家が行なう資本の労働力維持・確保策、②-2 国民国家が幻想的擬似的共同存在から実質共同組織に移行することにより行われる施策という「二面の機能もしくは目的」をもつものとして登場する（40-41頁）。②-1は大河内社会政策論であり、それと①の組み合わせが服部、岸本両英太郎らの大河内批判者の理論であろう。②-2は、70年代以降支配層からの総合社会政策の展開、および対抗運動の側が改良あるいは民主的規制を重視するにつれて登場する新社会政策論であり、本書では相沢与一氏の論文が挙げられている（47頁）。①と②-2は同じ論理の表裏なのか、著者に確かめたい。また②-2はネーション国家の機能・目的としないと論理整合性を欠くと思うが、「ネーション国家もしくは国民国家」89頁、「ネーション国家が持つ全国民的疑似共同性」108頁と

いった叙述もあるので、著者のオリジナリティーのようにみえる国家概念はそれほど考え詰められたものではないようだ。ともあれ、そのようなものとして体系化された国家の生活保障が戦後高成長期に形成された「福祉国家」なのである。だが、日本の場合は「イエ」的文化・慣行の強力な残存といった「社会形成体」の特殊性により、企業内福利施設が社会保障を代行することになり、高成長末期の社会保障拡充段階でさえも「企業主義の秩序、これにより構築された総体的経済社会」の「変容はみられない」(223-224頁)。

本書の標題・展開における論点

さて本書の論点の第一に、著者が「多少奇をてらう趣もある主題」と自称もする(あとがき)「社会形成体」なる用語について触れよう。本書冒頭にマルクス『経済学批判序説』における史的唯物論の「社会構成体formation」の定義的命題が「周知の叙述」として引用されている。しかし著者はこの命題について「多くの論議」「賛否両論」があると述べ、概念論議には「深入りしない」としながら、「社会構成体」なる古典的用語をなぜ用いないかを説明せぬまま叙述を進めるのである。私なりに忖度すれば、次のようである。まず「社会構成体」概念は資本主義を封建制、奴隷制などと区分する大概念とみて、日本とか福祉国家段階とか資本主義内部での空間的時期的差異を理解する概念にはならないと著者が考えた? 次に上記①②-2 命題にみるように、階級闘争の主体的展開による「社会形成体」の変容を概念化する上で、土台→上部構造の「社会構成体」概念は決定論的で硬直的過ぎる? しかし私は、かの定義的命題は、資本制内部に限定された土台変化も社会総体にそれなりの変化をもたらすという具合に拡張できるし、上部構造→土台の逆規定関係を、エンゲルスの個別意思の結果総体がつまり社会という「力の平行四辺形」認識を想起しながら入れ込めば「社会構成体」概念を人間不在の決定論とみる必要はな

いと考ええる。

そこで私の推理はやはり決定的な差異が「社会構成体」と「社会形成体」の間にあるとの判断に行き着く。因みに、著者が社会の基礎に置く「社会的協同組織」なるものが労働過程なのか消費過程なのか曖昧であるのみならず、そこには「文化、慣習を内包する」との規定(173頁)まで与えられている。土台に文化まで含めるならば、本書4章で展開される戦後日本企業の「労使関係」の姿が非科学的な文化論的「日本の労使関係論」(これに対する私の批判は例えば『現代世界と労働運動』239,242頁参照)の描写にかなり酷似するのも当然ということなのではないか。

イエや儒教倫理で企業別組合を説明する展開(140,150,156頁)にも私は全く反対である。「イエ」の倫理ないし心性」を持って雇用され(139頁)訓育される労働者との展開と「第二次大戦後の混乱と民主化の中で、産業別労働組合が爆発的に生成」する論理(161頁)はどう整合するのか。因みに、私は敗戦後「資本の聖域」が労働者の「解放区」化する中で、労働者が職場で団結して事業所別組合を作り、さらにその運動が地域的あるいは産業的に団結を広げていったのは自然発生的つまり内部必然的であり、1950年前後の激烈な階級闘争が占領軍権力に庇護された資本の勝利に終わったことで、組合運動の企業内閉鎖がまずは構造化されたと考えている(全労連『交流と資料』98年9月号6頁参照)。

その他、春闘に全く触れない点、高度成長末期の社会保障拡充の動因を一方で「政権政党や官僚組織」とし(214頁)他方で革新自治体や総評の制度闘争といった政治運動に求める(5章2)といった矛盾など運動論に関わるいくつかの論点などが残るが、すでに紙幅もつきた。本書が多くの読者を得て、われわれの今日を規定する歴史的社会的構造の共通認識がより豊かになることを願い、筆を止めたい。

(社会評論社・2001年7月刊・3400円)

(しもやま ふさお・理事・下関市立大学)